

更正・決定の除斥期間、更正の請求期間

- 税務署長は、申告内容が調査と異なる場合には「更正」、申告書の提出がなかった場合には「決定」を行う。
- 申告書を提出した納税者は、計算誤り等により、①税額が過大であるとき、②純損失等の金額が過少であるとき、③還付金の額が過少であるときは、「更正の請求」ができる。

		内容	期間※特段の記述がない場合は「法定申告期限」から
更正・決定の除斥期間	原則	通常の更正・決定	5年（注2）（注3） （贈与税については6年、移転価格税制に係る法人税等については7年）
		・偽りその他不正の行為の場合の更正・決定 ・国外転出時特例の対象となる場合（注1）の更正・決定	7年
		法人税に係る純損失等の金額についての更正	10年（注2）
	特例	裁決・判決等に伴う更正・決定	裁決・判決等があった日から6月
		経済的成果の消失等に伴う更正	理由が生じた日から3年
		災害による期限延長等の場合の更正の請求に係る更正	更正の請求があった日から6月
		国外取引等の課税に係る更正・決定	外国税務当局に情報交換要請をしてから3年

更正の請求期間	原則	通常の更正の請求	5年 （贈与税については6年、移転価格税制に係る法人税等については7年）
		法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求	10年
	特例	後発的事由に基づく更正の請求（注4） ・課税標準等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて、判決等により、その事実が異なることが確定したとき等	事由が生じた日の翌日から2月

（注1）国外転出時までには納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合など一定の場合には、除斥期間は5年間となる。

（注2）更正の除斥期間終了間際になされた更正の請求に係る更正は、更正の請求があった日から6月間行うことができる。

（注3）納税者が、税務調査において、国外取引等に関連する資料を指定された期限までに提示・提出せず、外国税務当局に対して情報交換の要請が行われた場合には、当該要請から3年間は更正・決定を行うことができる。

（注4）国税通則法その他、各税法の規定による特例あり。